

いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

(1) 基本方針策定の目的

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある、決して許されない行為である。

平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」第2条では、いじめの定義を「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」としている。

同法の施行に伴い、平鹿中学校では、本校の全ての生徒が安心して生活し、共に学び合うことができる環境や風土を学校全体で作り上げることを目指し、家庭・地域・専門機関との連携のもと、いじめの未然防止と早期発見、いじめへの適切な措置を講じるための基本方針を定めるものとする。

(2) いじめ防止等に関する基本的な考え方

① いじめ問題の克服に向けた基本的な方向

- ・いじめは許されない行為であることを学校の教育活動全体を通して生徒に十分に理解させ、全ての生徒がいじめを行わず、また、いじめを傍観したり放置したりすることがないようにする。
- ・本校の全ての教職員・生徒が、いじめは人権を侵害する不当な行為であるという認識のもと、問題に対して毅然とした態度で臨み、いじめ防止等に主体的かつ積極的に取り組む姿勢をもつ。
- ・生徒を見守っている学校・家庭・地域が「いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも起こりうる」という共通認識のもと、「いじめは絶対に許されない卑怯な行為である」、「いじめは学校を含めた社会全体の課題である」という強い意識をもち、生徒との信頼関係を築きながら、いじめ防止等の役割と責任を果たしていく。

② いじめ未然防止

全ての生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、生徒全員を対象とした未然防止の取組を行う必要がある。

そのため、次の3点を重点内容とする。

- ・一人一人の生徒をいじめに向かわせることなく、心の通い合う人間関係を構築できる社会性や人間関係形成能力を育む継続的な取組。
- ・家庭や地域との連携のもと、豊かな情操や道徳心、互いの人格を尊重し合う態度を育み、いじめをなくす生徒の主体的な行動を支援するなど、学校や地域全体にいじめを許さない風土を形成する取組。
- ・全ての生徒が授業場面で活躍できるように、日々の授業において基礎学力を定着させるとともに、自分との違いを排除せずに理解する態度を育てるための授業づくりを目指す取組。

③ いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの適切な対処の前提となるものである。教職員の連携による組織体制のもと、生徒の小さな変化に気付くこと、気付いた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することを基本とする。

次の3点を重点内容とする。

- ・定期的なアンケート調査や教育相談（定期・不定期・チャンス）による早期発見と的確な実態把握の取組。
- ・個別の問題に対するＳＣへのつなぎや電話相談窓口の利用について、全ての生徒・保護者への周知をするなど、生徒がいじめを訴え、通報しやすい体制を整える取組。
- ・生活記録ノート「学思」や健康観察などの日常的教育活動を通して、生徒を観察する意識的な取組。

※学校以外の相談窓口

「24時間いじめ相談ダイヤル」「いじめ緊急ホットライン」「やまびこ電話」
「子ども人権110番」

④ いじめへの対処

いじめの事実が確認された場合は、いじめを受けた生徒や通報した生徒の安全を確保することを第一優先とする。その上で、いじめを行った生徒に対して適切かつ毅然とした態度で指導をすることと、保護者に対する誠実な対応を組織的に行うことを基本とする。

次の4点を重点内容とする。

- ・いじめ防止等に向けての組織的、実効的な対応を行うための校内組織（いじめ・不登校対策委員会）を設置し、実態の的確な把握、迅速かつ適切な対応に努める。

いじめ・不登校対策委員会

○校長 ○教頭 ○教務主任 ○研究主任 ○生徒指導主事 ○生徒指導専任
○養護教諭 ○各学年主任 ○当該学級担任

外部人材

○市教育委員会生徒指導担当 ○スクールカウンセラー
○スクールソーシャルワーカー（必要に応じて）

- ・いじめ防止等についての校内研修の実施を通して、いじめを把握した場合の対処のあり方について教職員全体で共通理解する。
- ・いじめ等の問題に対する積極的な学校への援助が得られるよう、学校・地域（民政児童委員）・行政（福祉）の三者による日常的な協力関係の構築に努める。
- ・いじめの内容が犯罪行為等の重大な事態と認められる場合には、横手市教育委員会と相談しながら対応を考え、必要に応じて所轄警察署等の外部の専門機関との連携を基にして適切に対処する。

⑤ 家庭、地域、関係機関等との連携

生徒を取り巻く社会全体（家庭、地域、関係機関等）との連携を深め、生徒を見守りながら健やかな成長を促していくことを基本とする。

次の2点を重点内容とする。

- ・PTA組織、学校評議員、民生児童委員等との会議等において、本校や地域のいじめへの対応状況について協議する機会を設定する。
- ・地域や家庭とのつながりを重視した体験活動を充実させる。

2 いじめ防止等のための具体的な取組

(1) 地域や家庭とのつながりから生徒が新たな発見をする体験活動の実践

- ・地域と連携したボランティア活動の実施。

<活動の例>

○ あやめまつりイベント参画のボランティア活動
○ 浅舞八幡神社祭典のボランティア活動（山車引き、お囃子）
○ 保育所運動会へのボランティア活動
○ 槻の木光のファンタジーのボランティア活動
○ クリーンアップ活動

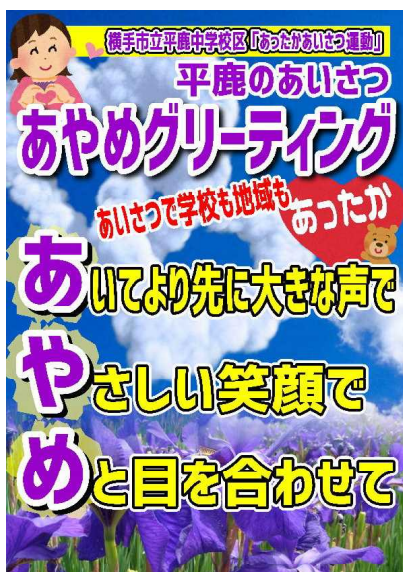
(2) 生徒同士の関わり合いを深める交流活動の充実

- ・生徒同士の人間関係づくりを促進し、自己有用感の醸成に努める生徒会行事の実践。
(体育祭、合唱祭、学校祭等)
- ・生徒の自発性を引き出すための生徒会各委員会活動の実践。
(あやめグリーティング、平鹿中タイムズ、縦割り清掃、コメ曜日等)

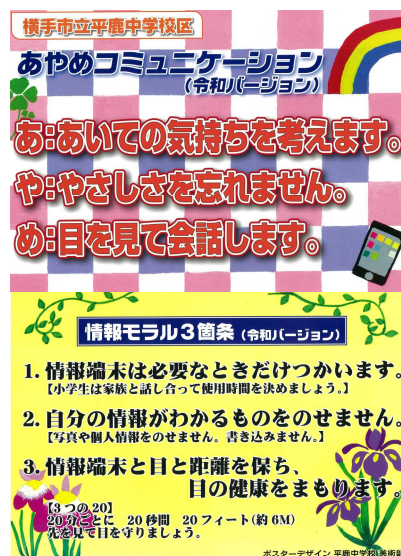
- (3) 生徒同士の人間関係力を高める指導プログラムの系統的な実践
- ・他者とのコミュニケーションの必要性や人と関わり合うことの大切さに気付かせ、人間関係形成能力を育成するための外部人材を活用した体験学習やワークショップを開催する。
 - ・生徒の居場所づくりという観点から、「分かる授業」の実践を図るとともに、生徒のコミュニケーション能力を育む場としての視点を加えたトリオやグループによる話し合い活動の場「共生タイム」を設定する。
 - ・道徳や特別活動の学習にネットいじめ等の情報モラル指導や命の教育の実践を取り入れ、望ましい規範意識やコミュニケーション能力を定着させる。
- (4) 生徒のサインを見逃さない「観察・情報収集・客観的理解」による早期発見の取組
- ・生徒が出すサインを見逃さないよう、生活記録ノート「学思」を活用して積極的に観察する。
 - ・定期的な教育相談（年2回）や生活アンケート（年2回）等、生徒・保護者・教職員からの情報を積極的に収集する。
 - ・いじめ調査アンケート（年3回）やQ-U検査（年2回）、ネット利用実態調査（年2回）等を実施し、調査結果の客観的な理解によるいじめ早期発見へ積極的に取り組む。
 - ・アンケート調査といじめ・不登校対策委員会とを連動させ、いじめ問題に対する取組の評価と改善をする。

3 小・中連携組織としてのいじめ対策等の推進

- (1) 学区内の小・中連携の一層の充実と、9年間で児童生徒を見とる組織体制の推進。
- ・平鹿中学校区におけるいじめ対策等、生徒指導を推進するための生徒指導担当者会を中核とする各部会と連携した組織的体制づくり。
 - ・年3回程度の生徒指導担当者会を開催（必要に応じて他部会と共催）し、それまでの取組と活動の評価・振り返りをしたり、児童生徒のより主体的な成長を促すための取組について見直しや検討をしたりする。
 - ・中学1・2年生と学区内の6年生とで「いじめ防止交流集会」を開催する。
- (2) 児童会・生徒会によるあいさつ運動と情報モラル5箇条の推進
- ・生徒会によるあいさつ運動「あやめグリーティング」の実施
 - ・児童会、生徒会で決めた「あやめコミュニケーション」「情報モラル3箇条」の推進
 - ・小・中連携によるあいさつ運動の実施
 - ・小・中合同情報モラル集会の実施



↑「あやめグリーティング」ポスター



↑「あやめコミュニケーション」ポスター（デザイン：美術部）